

北上市告示甲第66号

令和 6 年度北上市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱（令和 6 年北上市告示甲第44号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年10月15日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（申請等の期限） 第 7 申請等の提出期限は、<u>令和 6 年10月31日</u>とする。 （支給の取扱い） 第10 給付金の支給決定後において、申請等の書類の記入の誤り又は第 9 第 1 項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者又は代理人の責に帰すべき事由により<u>令和 6 年11月30日</u>までに支給ができなかったときは、給付金の受給を辞退し、又は申請等を取り下げたものとみなす。	（申請等の期限） 第 7 申請等の提出期限は、<u>令和 6 年11月30日</u>とする。 （支給の取扱い） 第10 給付金の支給決定後において、申請等の書類の記入の誤り又は第 9 第 1 項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者又は代理人の責に帰すべき事由により<u>令和 6 年12月20日</u>までに支給ができなかったときは、給付金の受給を辞退し、又は申請等を取り下げたものとみなす。
備考 改正部分は、下線の部分である。	